

豊橋市監査公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年5月31日

豊橋市監査委員	大須賀 俊 裕
同	木 藤 守 人
同	市 原 享 吾
同	松 崎 正 尚

定例監査の監査結果に基づく措置結果

部 名	課 名	公表 番号	区 分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措 置 結 果	措置通知 年月日
防災危機 管理課	防災危機管理課	29-5	指摘 事項	市有財産使用許可において使用料免除としていたが、行政財産使用料条例に基づく使用料減免の決裁が見当たらなかったため、適正な事務処理をされたい。	平成30年4月から市有財産使用許可において使用料免除とする場合には使用料の減免についても決裁をとるよう事務処理を改めた。	H30.5.8
			指摘 事項	本市に事務局がある東三河地域防災協議会の事務処理において、事務処理規程に基づく収入調定の手続を行っていなかったため、適正な事務処理をされたい。	平成30年2月から事務処理規定の第12条に基づき、収入調定については調定簿により手続を行うよう事務処理を改めた。	
			意見	市有財産使用許可の決裁において、財産管理規則第11条第1項第5号に基づき許可しているが、使用を特に必要と認める理由の記載がなかったため、適切な事務処理に努められたい。	平成30年4月から市有財産使用許可の決裁について、決裁文書や添付資料等により特に必要と認める理由を明示するよう事務処理を改めた。	
			意見	東三河地域防災協議会の事務処理規程において、履行遅延による損害金の遅延利息率が平成25年度以降改正されていないので、適切な事務処理に努められたい。	平成30年4月に事務処理規定の改正を行い当該利率を最新の数値（2.7%）に改めるとともに、条項を追加し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率に改正があった場合、その適用日から率を読み替えることができるようにした。	
			意見	東三河地域防災協議会の契約事務において、地方自治法施行令を根拠に一者随意契約していたが、同協議会の事務処理規程に随意契約の範囲を規定しているため、当該事務処理規程を根拠とされたい。	平成30年4月から東三河地域防災協議会の随意契約事務について、同協議会の事務処理規定に定める随意契約の範囲を根拠とし手続を行うよう事務処理を改めた。	
福祉部	国保年金課	30-1	意見	国民健康保険被保険者証・高齢受給者証印刷、印字、封入封緘等業務において、契印されていない2枚にわたる見積書を受領していたため、適切な事務処理に努められたい。	平成30年4月契約より2枚にわたる見積書徴取の際には、特に契印があることを必ず確認することとし、事務処理の適正化について職員に周知徹底を図った。	H30.5.7
	生活福祉課	30-1	指摘 事項	入札等における業者選定において、物品購入及び委託業務指名業者選定要領では「同一の入札等において、資本又は人事面等において関連する会社」は指名の対象としていないにもかかわらず、指名した事例が見受けられたため、適正な事務処理をされたい。 また、長期継続契約の運用手引きでは「全業者を指名する方針を原則」としているが、理由もなく指名していない事例が見受けられたため、適正な事務処理をされたい。	平成30年4月以降、豊橋市物品購入及び委託業務指名業者選定要領及び長期継続契約の運用手引き等関係法令の規定に従い、適正な事務処理を行っていくことを課内に周知した。	H30.5.16

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
福祉部	生活福祉課	30-1	指摘事項	契約書の約款において、長期継続契約に求められる「予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。」旨の条項が設けられていない事例、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく率に読み替えるべき対象条項の漏れや誤りのある事例が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。	平成30年度締結契約の契約書から是正するとともに、今後の適正な契約事務処理を課内に周知した。	H30.5.16
健康部	健康増進課	30-1	指摘事項	保健衛生システム運用保守業務委託において、契約約款には業務を再委託する場合は発注者の承諾が必要であると規定されているにもかかわらず、再委託に係る手続がされず業務を行わせていたので、適正な事務処理をされたい。	平成30年4月、再委託に係る手続について、受託者へ書面（承諾書）を提出するよう指示し、再委託の事務処理について課内においても周知徹底した。	H30.5.14
			指摘事項	個人情報の受渡しを伴う物品購入契約において、個人情報保護の徹底のため個人情報取扱特記事項を規定しているにもかかわらず、借用書の提出を受けずに個人情報資料を引き渡していたので、適正な事務処理をされたい。	平成30年4月、個人情報取扱について、個人情報の資料を引き渡す場合は、個人情報取扱特記事項の規定に沿って、借用書を提出するよう事務処理を行うこととし課内にも周知徹底した。	
			意見	保健衛生システム運用保守業務委託において、徴取した見積書に決定の記載がなく契約を締結していたので、適切な事務処理に努められたい。	平成30年4月、見積書の処理について、不備のないように事務処理を行うことを課内に周知徹底した。	
環境部	温暖化対策推進室	29-7	指摘事項	とよはし版クールチョイス普及啓発事業に係る契約書において、契約約款の改正（平成29年1月1日施行）により追加された「契約が解除された場合等の違約金」の条項がなく、遅延利息率等に誤りのある約款を使用していたので、適正な事務処理をされたい。	平成30年4月の契約から担当者が契約検査課キャビネットに掲載されている最新の契約書のサンプルを参考資料として決裁に添付し、契約内容に漏れがないかを確認できるようチェック体制を強化した。 あわせて、所属長が、契約検査課から通知される契約約款等の改正内容について、複数で確認を行うよう所属職員に周知徹底を図った。	H30.5.15
			意見	F C V試乗会会場賃貸借契約において、見積書を内税で徴取すべしと外税としていたため、適切な事務処理に努められたい。	平成30年4月の契約から担当者が契約検査課キャビネットに掲載されている通知書のサンプルを参考に、見積書に記載する金額に関する消費税等についての注意事項を見積書の通知文に記載した。 あわせて、所属長が所属職員に対し、契約検査課の「消費税導入に伴う入札、見積事務取扱の基本方針」に従い、適正に見積徴取するよう周知徹底を図った。	

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
環境部	業務課	29-7	指摘事項	賃貸借契約書の約款において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく遅延利息率等の読替え対象に漏れや誤りのある事例が散見されたので、適正な事務処理をされたい。	平成29年12月に漏れや誤りがあった賃貸借契約について、賃貸人と協議を行い、同意が得られたものについて、契約約款の訂正を行った。	H30.5.16
			意見	消防設備保守点検業務委託において、仕様書に記載の設備と点検結果報告書とで数量の不整合が見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。	仕様書と現地との数量の相違、点検結果報告書における委託業者の集計誤り、の2点が不整合の原因であった。委託業者と協議のうえ、仕様書を修正し、平成29年12月18日に変更契約を締結するとともに、委託業者に対して、報告書作成前に数量についてよく確認するよう指導を行った。 その後、平成30年3月14日の点検結果報告書では、現地と数量の整合を確認した。 また、平成30年度予算による変更点や毎年度の必要数量についても、平成30年度業務委託仕様書作成にあたって、複数人で確認を行った。	
			意見	市有財産使用許可の決裁において、許可及び減免の根拠規定、減免理由等についての記載が不十分であったので、適切な事務処理に努められたい。	平成30年度の市有財産使用許可（組合事務所）の決裁（H30.4.1起案）において、指令書の記載について「無料」を「免除」に改めるとともに、許可及び減免の根拠規定、減免理由、減免額を起案文書に記載した。 なお、タバコの自販機については、平成29年度末をもって撤去した。	
産業部	産業政策課	29-5	意見	メイカーズ・ラボ交流促進事業補助金実績報告書において、補助対象経費としない「消費税及び地方消費税の仕入控除額に相当する額」が確認できないものが見受けられたので、提出書類を十分確認するとともに事業者を指導するなど、適切な事務処理に努められたい。	平成30年3月にメイカーズ・ラボ交流促進事業補助金の交付先である㈱サイエンス・クリエイトより、税抜きと税込みの金額がわかる収支の明細を提出させた。今後も実績報告書に収支の明細を添付してもらう旨の指導を行った。	H30.5.7
建設部	河川課	29-4	指摘事項	ひ門等操作業務の受託に関する決裁において、部長専決とすべきところを課長専決としていたので、決裁規程に則り適正な事務処理をされたい。	平成29年11月7日に豊橋市決裁規程に基づき、部長決裁を受けるとともに、適正な事務処理の徹底を図った。	H30.5.1
			指摘事項	ひ門等操作業務の受託に係る契約において、業務を第三者に再委託しているが、契約条項で求める委託者の承認を得る手続が行われていなかったため、契約内容に沿った適正な事務処理をされたい。	平成29年11月に発注者である豊橋河川事務所と協議した結果、来年度から書面により承諾を受けることとしました。	

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知 年月日
建設部	河川課	29-4	指摘 事項	排水機場運転管理委託業務等の契約書において、長期継続契約に求められる「予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。」旨の条項が設けられていないので、適正な事務処理をされたい。	平成29年11月6日に受託者と契約内容の訂正について協議し、同日契約書の訂正により「予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。」旨の条項を加えるとともに、適正な事務処理の徹底を図った。	H30.5.1
			指摘 事項	スクリーン点検清掃等委託業務の契約書において、決裁時と異なる誤った契約約款となっていたので、適正な事務処理をされたい。	平成29年11月7日に受託者と協議し、同日契約変更を締結するとともに、適正な事務処理の徹底を図った。	
			意見	工事完成図書において、出来形数値の確認が不十分なものが見受けられたので、現場での立会確認を行うなど、適切な工事管理に努められたい。	平成29年11月に現場での立会時の確認を徹底するとともに、工事監督要領に基づいた工事管理を行うよう周知徹底した。	